

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容及び条項		登録証等の紛失等による再交付 新座市自転車等駐車場規則 第6条 登録利用者は、登録証等を有効期間内に紛失し、毀損し、又は汚損したときは、遅滞なく管理者に届け出て、利用登録証の再交付を受けなければならない。 2 登録利用者は、利用カード又は登録を受けたICカードを紛失し、毀損し、又は汚損したときは、遅滞なく新座市自転車等駐車場利用カード等紛失等届により管理者に届け出なければならない。 3 前項の規定による届出があったときは、管理者は、新たに利用カードを貸与し、又は当該登録利用者が保有する他のICカードを登録することができる。
所管部課係名		まちづくり未来部交通政策課交通政策係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	
	参考事項	利用登録証や利用カード等の発行目的は、利用状況及び収納状況を市(担当課又は管理人)がチェックする為であることから紛失等の事由により再発行の申請があった場合、むしろ速やかに再発行する。
準	設定等年月日	昭和60年12月24日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 2日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)